



第4号様式

流 ま 第 1 1 3 号
令和 7 年 3 月 2 4 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和7年2月20日付け、流監第107号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和7年2月20日・流監第 107 号	
監査の種別		定期監査・行政監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
まちづくり推進部まちづくり推進課	指摘	業務委託に際し、契約書類を作成すべきところ請書を徴取している事案や徴すべき見積書数が不足していた事案があった。規則及び契約事務取扱要領等に基づく適正な契約手続が行われるよう、チェック体制の見直しを図られたい。	随意契約に関してはチェック表を添付することとしました。また、課内にチェック表と財務規則を回覧し周知をしました。
まちづくり推進部まちづくり推進課	意見	前渡資金整理簿が未作成、または記載に誤りや漏れがあった。公金の適正管理の観点からも、規則に定められた前渡資金整理簿の作成及び記載を徹底し、厳正に管理されたい。	前渡資金整理簿を作成し記録しました。また、課内に前渡資金整理簿の作成及び記載について財務規則を回覧し周知をしました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。